

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定) (抜粋)

(別紙) 各法人について講ずべき措置

【労働安全衛生総合研究所、労働者健康福祉機構】

- 上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。
- 国が委託事業として実施している産業保健支援に関する事業及び化学物質の有害性調査(日本バイオアッセイ研究センター事業)については、統合法人の業務として集約し、一元的に実施する。このため、産業保健推進センター事業に係る従前の「ブロック化」の方針を見直すとともに、関連する組織・予算の徹底した合理化を行う。
- 労災病院については、法人本部が各病院の運営実態を的確に把握し、内部統制が有効に機能する体制を構築するとともに、その実効性を検証しながら、信頼性ある病院運営・指導体制の確立に努める。

(Ⅳ その他新たな独立行政法人制度及び組織への移行に当たっての措置等)

- 各法人の統廃合等に係る措置については平成27年4月以降可能な限り早期の改革実施を目指して迅速に講ずるものとし、具体的な実施時期については主務省等における検討状況を踏まえ、平成26年夏を目途に行政改革推進本部において決定することとする。